

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

東京都等の動向を踏まえ、幼稚園教育職員に対する手当及び制度について、幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、所要の改正をする。

2 施行期日

公布の日